

監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成 22 年 9 月 9 日 午後 2 時 30 分
2 監視員	[REDACTED]
3 業者氏名	[REDACTED]
4 業者住所	[REDACTED]
5 立会者	[REDACTED] (名字) の 2 名 熱海市まちづくり課 [REDACTED] 建設課 2 名 の計 4 名 県廃棄物リサイクル課不法投棄対策班 [REDACTED]
6 現地の状況	<p><概要></p> <p>熱海市が [REDACTED] と本社事務所で会うアポを取り付けたので、同行した。 [REDACTED] に確認する事項については、別紙熱海市作成のペーパーのとおり。 [REDACTED] の話の概要は次のとおり。</p> <p><赤井谷の残土処分場に木くずが混入していた件について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 13 日に、赤井谷の残土処分について [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] を集めて、検査を完了させるという確約を取った。 ・ [REDACTED] は「切り方が悪い」（残土の整地の仕方のことと思われる）といったので、私は「そのようなことをいうな。お前の指示のもと [REDACTED] にやらせている」といったが、[REDACTED] は「もっと改良剤を入れないとだめだ。[REDACTED] に改良剤 100 袋入れさせた」と言った。 ・ [REDACTED] からは「常に役所に相談している」と聞いている。 ・ 今回崩落したという報告は聞いていないが、改良剤を入れたという報告は [REDACTED] からも受けている。 ・ (土) 鉄や木くずやプラの分別は 60 日ぐらい前にお願いした。多少の木くずは混ざってもいいとは言った。無垢材なら問題ないだろう。二宮で 8 ヶ月くらい干したことがある。 ・ そうはいつでも混ぜているのは問題というなら指示にしたがって撤去させる。[REDACTED] に言って計画書をださせ、終わったら報告させる。今の写真と終了写真を比較して欲しい。 ・ 現場の工事は、[REDACTED] の指示のもとに行われている。[REDACTED] は [REDACTED] の人間。私の代理人。現場の決定権は [REDACTED] である。 <p><伊豆山造成地 D 工区への土砂の搬入について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分としては計画変更に値することはしたくないので、その変更がない範囲なら土を盛ることはいいと [REDACTED] に言っている。 ・ [REDACTED] からは、熱海市とは何度も話をしていると聞いている。 <p><日金町の廃棄物について></p> <p>(熱海市から、近隣の者から苦情が来ていること、塀が壊れていることを伝えた)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガラは、小割り機（破碎する機械のことか）を入れて処理する。 ・ いずれはこの土地を [REDACTED] に売るつもり。[REDACTED] では、なくなった方の返還金の取扱いのことで、県庁の介護担当課の所に行ったら、担当者はだめだといったら、あとで上の方から従業員の福利厚生施設を作ったらど

うかと提案された。(補足： [redacted] の件、9/13 県介護保険課担当者に確認したところ、1月ぐらい前に [redacted] が来所し返還金で福利厚生施設を作りたい旨一方的に話をしていた事実はあるが、それを了解した事実は全くないとのこと。)

<伊豆山の廃棄物について>

- ・これについても [redacted] に指示してやらせる。

↓

<今後の対応>

- ・ [redacted] 会って話をしていく。(熱海市から連絡取る予定)

7 指導事項

別添 指導票 2 枚交付し、 [redacted] 受理。

◎ 区分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他	○
		その他			
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設	
		その他		ごみ処理施設	焼却
	特別管理産業廃棄物排出事業所			施設	埋立
	下水処理施設				その他
	埋設地を有する事業所			その他処理施設	
産廃処理業者	その他				
	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設	
		特管物		許可対象 中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分 安定型	
		特管物		管理型	
	最終処分	特管物以外		遮断型	
	特管物		許可対象外 中間処理施設		

[redacted]

[redacted]

[redacted]

協議事項

平成22年9月9日(木)

PM13:30~

1. D工区開発行為について

7月中旬頃から8月上旬まで宅地の造成として盛土が行われた。
都市計画法の開発行為の変更届けを出すよう依頼したが、今だに出されていない。

2. 赤井谷における土砂の埋立について

上記D工区に搬入した後、8月16日頃から27日頃まで土砂の搬入が行われた。
現在の土採取条例の届出の期間はすでに過ぎている。7月上旬頃の雨により崩れた法面の整形が完了しだいで検査を受けることになっていたにもかかわらず土砂の搬入が行われたため、関係者の来庁をお願いしたが、対応してもらえないため本日訪問することにした。

3. 赤井谷の埋立に木くずが混入していた件について /

8月25日、  現地視察した際、木くずが混入していたのを確認したため、 に注意した。27日、  現地視察した際、場内の一部において土砂崩れを確認した。また、そのときに広範囲に木くずが混入していたため廃棄物の関係なので保健所に連絡することにした。8月31日、保健所と現地立会いを行った。

4. 上多賀、開発行為及び道路築造の今後の予定について

5. 日金町、宅地造成の今後の予定について

市上場金庫に全押売、

✓ 専実園庫に全押売あり。

HSBC

産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地

事業所名称

代表者氏名

業種 不動産業 他

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱状況について検査したところ、
下記のとおり不備の点があるので、注意します。
早急に改善してください。

(注意事項)

- ・平成22年8月31日、静岡県熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (以下「当該地」と記す。)の御社の工事現場を調査したところ、木くずの混入した土砂の存在を確認した。
- ・許可なく廃棄物である木くずを土砂に混ぜ造成することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する。
- ・現地で工事を実施している者に対し、この行為を直ちに止めさせ、当該地に埋まっている木くずは取り除き適正に処理するよう指示すること。
- ・なお、当該地に搬入された木くずについて、発生から搬入にいたる状況、量等を当センター廃棄物課まで報告すること(報告期限 平成22年 9月 30日まで)。

平成22年9月 9日

静岡県東部健康福祉センター [REDACTED]

御指示の点承知しました。

事業者氏名 [REDACTED]

産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地

事業所名称

代表者氏名

業 種 不動産業 他

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱状況について検査したところ、
下記のとおり不備の点があるので、注意します。
早急に改善してください。

(注意事項)

- ・平成22年8月31日、静岡県熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (以下「当該地」と記す。)の御社の工事現場を調査したところ、木くずの混入した土砂の存在を確認した。
- ・許可なく廃棄物である木くずを土砂に混ぜ造成することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する。
- ・現地で工事を実施している者に対し、この行為を直ちに止めさせ、当該地に埋まっている木くずは取り除き適正に処理するよう指示すること。
- ・なお、当該地に搬入された木くずについて、発生から搬入にいたる状況、量等を当センター廃棄物課まで報告すること(報告期限 平成22年 9月 30日まで)。

平成22年9月 9日

静岡県東部健康福祉センター [REDACTED]

御指示の点承知しました。

事業者氏名 [REDACTED]